明細書（レセプト）の区分と綴り【歯科】　　　　令和元年５月１日

※各綴じ区分①・②・③・④が、散逸しないように、紐等でひとつに綴じてください。

綴じる①

- 各種健康診査
  被用者保険福祉総括表
  → 各種健康診査及び被用者保険用福祉併用分総括表

- フッ化物歯面塗布費請求書
- フッ化物歯面塗布受診票
  → ① フッ化物歯面塗布（京都市）

- 歯周疾患予防健診請求書
  後期高齢者歯科健康診査請求書
- 歯周疾患予防健診結果票
- 後期高齢者歯科健康診査健診票
  → ② 歯周疾患予防健診（京都市）
  後期高齢者歯科健康診査75歳お口の健診（京都市）

- 福祉及び子育て支援
  医療費請求書
  ㊸・㊹・㊺
  → （重度心身障害児(者)医療・ひとり親家庭医療・子育て支援医療）

綴じる②

- 診療報酬請求書
  兼総括表
  → 国保・後期（歯科）：他府県分（様式第２－２－３号）
  国保（一般・退職者公費含む）・後期高齢者診療報酬請求書（兼総括表）

- 特別療養費
  → 特別療養費㊮

- 他府県請求書
  ☆ **国保（00・67）の都道府県順に並べる【01（北海道）～47（沖縄）】**
  → 他府県請求書は保険者番号ごとに添付する

- 国保レセプト
  → 一般70歳以上・国保（一般・退職）

- 他府県請求書
  ☆ **後期高齢者（39）の都道府県順に並べる【01（北海道～47（沖縄）】**
  → 他府県請求書は保険者番号ごとに添付する
  ※ 各都道府県ごとに1枚の添付でも差し支えありません

- 後期高齢者レセプト
  → 後期高齢者

※ **保険者毎の他府県請求書とレセプトはホッチキス、紐等で綴じないでご提出ください。**

※各綴じ区分①・②・③・④が、散逸しないように、紐等でひとつに綴じてください。

綴じる③

- 診療報酬請求書 兼総括表 → **国保（歯科）：京都府管内分**（様式第2－2－1号）
  国保（一般・退職者）・公費診療報酬請求書兼総括表
- 特別療養費 → 特別療養費 ㊮
- 返戻再請求レセプト → 当月返戻、過誤・再審査返戻の返戻付箋添付レセプト
  ※請求は月遅れ分と同様、当月請求分と一緒に集計し、付箋添付レセプトのみ制度区分関係なく総括表の下に綴じてください
- 他県公費レセプト → 他県公費
- 外来レセプト
  - 一般70歳以上 → 【外来】 70歳以上の高齢受給者証お持ちの方（公費含む）
    （保険種別欄　8高外一・0高外7）
  - 国　保（10割） → 【外来】 郡部（舞鶴市・宮津市・伊根町）学童う歯（10割）
  - 国　保 → 【外来】 国保（一般・退職各公費含む）
    （保険種別欄　2本外・4六外・6家外）
  - 京都市国保学童う歯 → 【外来】 京都市国保学童う歯

※ 各制度（一般70歳以上・国保）ごとの保険者番号順（給付割合関係なく）でご提出ください。

綴じる④

- 診療報酬請求書 兼総括表 → **後期（歯科）：京都府管内分**（様式第2－2－2号）
  後期高齢者医療診療報酬請求書兼総括表
- 特別療養費 → 特別療養費 ㊮
- 返戻再請求レセプト → 当月返戻、過誤・再審査返戻の返戻付箋添付レセプト
  ※請求は月遅れ分と同様、当月請求分と一緒に集計し、付箋添付レセプトのみ総括表の下に綴じてください
- 他県公費レセプト → 他県公費
- 外来レセプト
  - 後期高齢者9割 → 【外来】 後期高齢者9割（保険種別欄　8高外一）
  - 後期高齢者7割 → 【外来】 後期高齢者7割（保険種別欄　0高外7）

※ 各割合（9割・7割）ごとの保険者番号順でご提出ください。

※受付締切日は毎月10日（必着）